

告 示

埼玉県告示第五十八号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、自動車税の環境性能割、自動車税の種別割（条例第十五条の十一第三項及び第五項並びに第五十五条の十三に規定する方法により徴収するものに限る。）、狩猟税及び軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

指 定 地 域

富山県及び石川県